

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休業日 ・原則、週末のいずれかを含む週1日以上を休業日とする。
※別紙「活動計画表」参照
- ②活動時間 ・学期中の授業日の活動は原則として、午後4時20分から午後5時30分までとする。
・学校の休業日は4時間程度とする（朝練習の時間も含む）。
- ③大会参加 ・原則として県高体連主催又は、共催、並びに県生連主催の大会とする。
・その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他 ・定期考査初日から最終日までの期間中（土日祭日除く）は部活動を行わないこととする。（大会が間近にある場合には、協議により承認されれば活動できる）
・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
・土日祝日に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。
・通信制の日曜スクーリング実施日における定時制の活動は行わない。（大会が間近にある場合には、通信制との協議で承認されれば活動できる）なお、外部の施設を利用する場合はこの限りではない。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由がっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示す。学期中も、適宜予定・実績を確認しながら、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど、適切な対応をとるよう努める。